



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail: [desk@nosmoke55.jp](mailto:desk@nosmoke55.jp)  
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201  
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

2019年3月28日

消防庁長官 黒田武一郎 様  
全国消防長会会長 高橋 淳 様

## タバコ会社の関連団体が発行するチラシに 消防庁等の名を入れるべきではありません

一般社団法人 日本禁煙学会理事長 作田 学

拝啓

日々の火災予防、安全対策への活動に敬意を表します。

さて先日、杉並区において荻窪消防署員が戸ごと訪問をされ、「寝たばこ、あなたも気をつけて。たばこ火災防止キャンペーン」他のチラシの配布がありました。これらは日本たばこ協会のホームページにも記載されています。

<https://www.tioj.or.jp/activity/manners.html>

ご承知かと存じますが、同協会役員は全員タバコ会社の幹部で構成されております。

<https://www.tioj.or.jp/about/official.html>

火災防止のキャンペーンであっても、タバコ会社と連携を取って活動を行うことは、世界保健機関（WHO）の国際条約であるタバコ規制枠組条約（FCTC）第5条3項に違反しています<sup>1)</sup>。

1. そもそも、後援／消防庁、全国消防長会が先に来て、その後に制作／日本たばこ協会となっていますが、下記の理由で違和感を覚えます。

(1) 順番がおかしい

(2) 消防庁、全国消防長会が、後援であったとしても名を連ねるのは条約違反

2. 寝タバコによる火災や、痛ましい死亡、家の消失、巻き添え被害の第一の責任は、原因の元となるタバコ（紙巻きタバコ）を製造・販売しているタバコ会社にこそあります。このような火災は歴史上長くにわたって繰り返されてきており、抜本的対策措置をなおざりにしてきた、日本たばこ協会に所属するタバコ会社にその第一の

責任の所在があるのですから、消防庁、全国消防長会が連帯責任を負っているかのごときチラシ等の制作は間違っています。

3. 「タバコ火災予防キャンペーン」は日本たばこ協会単独の名前と責任で作らせるべきで、消防庁、全国消防長会はいっさい関わるべきではありません。
4. なお、寝タバコだけでなく、歩きタバコによる火傷、ポイ捨てによる火事や山火事なども、その第一の責任の所在はタバコ会社にあるのですから、これらも含めて、消防庁、全国消防長会は関わるべきではありません。
  - (1) 公的行政機関が、たとえ後援名義であっても、タバコ会社や協会の責任に加担するような連名は、タバコ規制枠組み条約（FCTC）第5条3項に違反しています。
  - (2) 消防の業務の一環である救急車関連で、タバコは救急搬送されるケースの多い心臓病や脳卒中の最大の原因ともなっています。これらの点からも、このタバコ製品を製造・販売しているタバコ会社・日本たばこ協会とのタイアップを消防庁がするのは間違っています。上記条約違反ともども、抜本的に改めていただくようお願いいたします。
5. また最近では、新型タバコが販路を伸ばしていますが、寝タバコ等の対策に絡めてのコメントを消防庁、全国消防長会としてされるべきではないので、念のために申し添えておきます。
6. 消防庁としては、タバコのパッケージなどに「火災防止からも、寝タバコやポイ捨て厳禁」の警告表示をタバコ会社に求め（法の義務づけが無くても）、またタバコ会社単独の責任で、各種メディアでも防止広報するなどを求めるべきです。

敬具

## 参考資料

### 1) <WHO タバコ規制枠組条約 5条3項ガイドライン>

[https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc\\_5-3\\_guideline\\_120506.pdf](https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc_5-3_guideline_120506.pdf)

#### 勧告

- (1) タバコ製品の常習性と有害性、及び締約国のタバコ規制政策に対するタバコ産業の干渉について関心を高める。
- (2) タバコ産業との接触を制限するための措置を確立し、接触が発生する場合の透明性を保証する。
- (3) タバコ産業との連携や、拘束力又は強制力のない協定を拒否する。
- (4) 官僚や政府職員の利益相反を避ける。
- (5) タバコ産業から収集される情報が透明かつ正確であることを求める。
- (6) タバコ産業による「企業の社会的責任」と称する活動を非正規化させ、規制する。
- (7) タバコ会社に特権的処遇を与えない。
- (8) 国営タバコ会社を他のタバコ産業と同様に扱う。